

第2回企画小委員会 議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第2回企画小委員会議事次第

日 時：令和4年2月28日（月）15：05～16：18

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 地方公共サービスの現状・課題認識等に関する事項についてのヒアリング
 - (1) 郵便局の地域への連携・協力について
 - (2) 市町村との連携・協働～「奈良モデル」の推進～
3. 閉会

<出席者>

(委 員)

梅木主査、古尾谷主査、石川副主査、辻副主査、荒川専門委員、生島専門委員、石村専門委員、柏木専門委員、川澤専門委員、松村専門委員、宮崎専門委員

(総務省)

総務省情報流通行政局郵政行政部企画課 高田課長

(奈良県)

奈良県総務部知事公室市町村振興課 浅見課長

(事務局)

渡部事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○古尾谷主査 それでは、ただいまから、第2回の企画小委員会を始めさせていただきます。私は、全国知事会の古尾谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議題の前に、企画小委員会の御出席が初めてという方もいらっしゃいますので、委員の皆様、一言ずつ、御挨拶を兼ねてお願いをしたいと思います。

まず、梅木主査、お願いをいたします。

○梅木主査 ありがとうございます。皆さん、初めまして。梅木典子と申します。

私は、本業のほうは公認会計士として、上場企業の監査であったり、アドバイザリー業務のほうを行っております。業務の中では、内部統制や財務報告といったところもございまして、そういったところの知見も生かしながら参加できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○古尾谷主査 ありがとうございます。続きまして、荒川専門委員、よろしくお願いいたします。

○荒川専門委員 ありがとうございます。専門委員の荒川でございます。前回はお休みしまして、申し訳ございませんでした。

私は、もともと民間のシンクタンクでPPPですとか、公共経営に関する調査・研究、もしくはコンサルティングをしておりました。今は、愛知県庁にいて、様々な新しい取組の推進を担っております。そのような官民双方での経験を生かしながら、この企画小委員会での議論に貢献できればなと思っております。よろしくお願いいたします。

○古尾谷主査 ありがとうございます。続きまして、松村専門委員、お願いをいたします。

○松村専門委員 松村と申します。よろしくよろしくお願いいたします。

ふだんはシステム会社で、公共の皆様向けにシステム導入のお手伝いをさせていただいております。業務効率化という観点から、お役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○古尾谷主査 ありがとうございます。それでは皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、地方公共サービスの現状・課題認識等に関連する事項についてのヒアリングということで、本日は、これらの理解を深めるため自治体等へのヒアリングを行い、今後、企画小委員会として、地方公共サービス改革の推進について検討するための参考とさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題2の地方公共サービスの現状・課題認識等に関連する事項についてのヒアリングに進みます。

まず、郵便局の地域への連携・協力についてのヒアリングです。本日は、総務省情報流

通行政局の郵政行政部企画課の高田課長に御出席をいただいております。高田課長、よろしく申し上げます。

郵便局は、全国2万4,000か所の拠点と、そのネットワークを生かして、地域に根差した幅広い取組を、近年積極的に展開してきております。本日は、こうした郵便局の取組についてお話を伺うとともに、自治体との間の相互補完、あるいは連携・協力の在り方などについても、意見交換を行えればと考えております。

それでは、高田課長、大変申し訳ありませんが、15分程度で御説明をよろしく願いいたします。

○高田課長 総務省郵政行政部企画課長の高田でございます。よろしく願いいたします。本日は、郵便局の地域への連携・協力についてということで、特に地方公共団体との連携を重点的に、御説明したいと思っております。郵便局は、郵政3事業と言われております、郵便と貯金、保険が、主なサービスですけれども、それ以外も、地域貢献のための様々なサービスをしておるところでございます。

まず、資料をおめくりいただきまして、1枚目を御覧ください。郵便局ネットワークを活用した、地域に根差した取組ということで、行政事務受託というタイトルがございます。郵便局は、郵便局事務取扱法という法律がございまして、それに基づいて、自治体が発行する証明書の交付事務を郵便局で行っております。現在、169市町村で589郵便局のほうで、このような事務受託をしております。

実際に行える業務なんですけれども、こちらの1枚目の左下を御覧になっていただければ、郵便局事務取扱法に基づき、取扱可能な事務として、9つの証明書交付事務等が並んでおります。

これらが、郵便局事務取扱法に基づく証明書交付事務等なんですけど、その他、下のほうの右側を御覧ください。郵便局が受託しているその他の行政事務ということで、国民健康保険の関係の届出書の受付だとかも受託しておりますし、あるいは、(3)でありますような自治体独自の事務ということで、ごみ処理券とか、ごみ袋の販売だとかも受託しているところがございます。

もう1枚おめくりいただきまして、2ページ目ですけれども、事務受託の取扱状況でございます。先ほど申し上げました、証明書交付等の事務なんですけど、これが、上の1-(1)にありますように、先ほど申しましたとおり169自治体で、589郵便局が、事務を受託しているところがございます。

このような証明書交付に加えまして、その他の事務も受託している自治体というのが、これは郵便局のほうで包括的な事務受託と呼んでおるんですけど、15自治体あるというのが現状となっております。

それから、3番目のごみ処理券とか商品券の販売といったような、自治体独自の業務を郵便局が受託している例なんですけど、一番下の2ポツを御覧ください。265自治体で、5,183郵便局が受託しているということで、かなりの数の郵便局が、このような業務を行っているといえると思います。

おめくりいただきまして、3ページ目を御覧ください。長野県泰阜村における包括事務受託ということで、こちらは、長野県の泰阜村が、令和元年7月から、支所の業務を郵便局に委託しまして、その支所を廃止したという事例です。泰阜村は、今、申しました証明書交付事務、それからあとは、その他の行政届出、村独自の業務という、この3つを郵便局に委託しておったわけなんですけれども、さらに地方分権提案で、転出届の受付等さらなる事務の追加ということを要望しておりまして、去年の6月にそれが成立して、従来は事務受託が5業務だったのが、9業務を受託できるという状況に今はなっております。

1枚おめくりいただきまして、4ページ目になりますが、郵便局ネットワークを活用した地域を根差した取組（地域活性化）とございますけれども、行政以外にも、様々な主体と郵便局は連携して、地域活性化を行っております。

1ポツですと、郵便局窓口と駅窓口の一体運営となっておりますけど、こちらは、JR東日本と協働して、駅と郵便局を併設したという例になっております。それから2ポツ目、左下ですけれども、郵便局のみまもりサービスの提供ということで、これは郵便局の社員が、高齢者の自宅なんかを訪問して、見守りサービスを行うというもの。それから右上ですけれども、3ポツの地場産業支援の拠点というのが、地場の流通企業と連携して、郵便局を活用して農産物の出荷を行うというものでして、4ポツ、右下ですけど、災害への対応ということで、大規模な災害時は、車両型郵便局を派遣したりとか、避難所への出張サービスを行っているということで、災害時の公共サービス、公共的な役割を担っているという例を御紹介させていただいております。

私ども総務省としても、このような取組への支援ということで、1枚おめくりいただきまして、5枚目を御覧ください。郵便局活性化推進事業の概要とございますけれども、こちらは、郵便局が自治体などと連携して、郵便局を拠点として、新たな地域サービスを生み出すためのサポートといたしまして、モデル事業を行って、それを全国に普及展開する

ということを、令和元年度から3年間、取り組んでまいりました。大体1年間に二、三か所で実証事業をやっておりまして、左下に事業実施地域ということで、それぞれ年度で、やってきたことを取り上げております。この中では、特に行政サービスの支援といったことも行っておりますので、それを御紹介したいと思います。

次、1枚おめくりいただきまして、6ページ目を御覧ください。これが、今年度の実証実験なんですけれども、熊本県の八代市で、デジタル技術を活用した行政手続サポートということで、郵便局で市役所の手続を受け付けるという実証実験をしました。こちらは申請書を、郵便局でOCRを使って読み取って、申請書を電子データ化して、市役所に送付するということでして、書類をデジタル化したことによって、郵便局から市役所への送付がスピーディーになったほか、処理もスピーディーに行えるといったような効果が上がっております。

続きまして、7ページ目は、スマートスピーカーを活用した郵便局のみまもりサービスでございます。みまもりサービスは、郵便局が従来からやっておりましたけれども、これは、スマートスピーカーを活用して行うサービスでして、令和元年度と本年度で、実証実験を行いました。こちらは、実サービスということで、今年の1月から自治体向けに、スマートスピーカーを活用した見守りサービスを、提供しているところでございます。私も、このような支援を引き続き続けていくべく、来年度以降も取り組んでまいりたいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、8ページ目を御覧ください。8ページ目が、郵便局の新たな取組に関する予算施策でございます。左のほうは、郵便局等の公的地域基盤連携推進事業でございます。こちらにつきましては、従来の郵便局活性化推進事業と同様に、デジタル技術を活用して、郵便局の場で自治体等と連携して、新たな地域の支援をするサービスの、実証事業を行おうというものでございます。

それから右のほうは、郵便局におけるマイナンバーカード利活用推進事業でございます。こちらは、今年度の補正予算で行うものでございまして、郵便局で自治体の事務を受託しておりますけれども、基本的には、手続はアナログでございまして、郵便局の窓口で、お客さんが申請手続を、まずは申請書を手書きで記入する。それを郵便局員が窓口で受け取って、自治体の本庁のほうにファクスで送るということで、申請書の発行手続をアナログでやっている自治体が多いんですけれども、それをマイナンバーカードを使うことによって、本人認証と、自治体のデータ送付、自治体からの証明書のデータを受領するというこ

とをデジタル化することによって、手続がスピーディーになるようなことを目指しているものでございまして。これも全国で郵便局を幾つか選びまして、そのようなシステムを導入して、実証事業を行うということを予定しているところでございます。

それから、次をおめぐりいただきまして9ページ目になりますけれども、御参考といたしまして、タウンプラスによる自治体広報誌の配布というものを、取り上げさせていただいております。タウンプラスと申しますのは、日本郵便のサービスでして、指定した地域の全ての箇所に荷物を届けるというサービスでして、このサービスを使いまして、自治体の広報誌を、エリアの全ての世帯に配るというサービスを行っております。自治体の利用実績もあるということで、サービス自体は、一般向けのサービスなんですけど、自治体が使って、こういう広報誌を配布している例ということで、取り上げさせていただきました。

あとの10ページ以降は参考資料でございまして、冒頭で御説明いたしました、11ページ目は、郵便局事務取扱法につきまして、概要の御説明をしております。

12ページ以降が、日本郵政グループ各社の概要、それから郵便局において提供されるサービス、郵便局数の推移。基本的には、冒頭、事務局のほうから御説明がありましたとおり、郵便局はユニバーサルサービスとして、全国あまねくサービスを提供することということで定められておりますので、局数が直営が2万局。それから、他者に委託する簡易郵便局が4,000局というのが、民営化以降も10年余り変わっていないという現状でございまして。

以上、私からの御説明でございまして。御清聴ありがとうございました。

○古尾谷主査 高田課長、ありがとうございます。それでは、ただいま説明がありました事項につきまして、何でもよろしいので、御意見や御質問等がありましたら、御発言を願います。挙手をお願いいたします。荒川委員、どうぞ。

○荒川専門委員 ありがとうございます。興味深いプレゼンテーション、御発表をどうもありがとうございます。

体制について、お伺いできればと思いました。既存の郵便局の職員に加えて、こういう自治体業務を担われるときに、さらに職員を、フルタイムの職員などを追加されたのかという部分と、地域は人手不足で悩んでいると思っておりますけれども、どのように人材を確保されたのかなという部分と、どういう形で人材育成されたのかという、人材体制のところ、お取組の状況を教えていただければと思います。ありがとうございます。

○高田課長 高田です。御質問ありがとうございます。

○古尾谷主査 お願いします。

○高田課長 人材の体制は、日本郵便のほうで整えておりますけれども、基本的には、こういう業務を受託するに当たって、新しい人材を雇うというよりも、既存の局員、既存の郵便局のマンパワーで回していると聞いております。

それから、人材の教育につきましては、事前に研修を行っているという聞いております。大体研修を受けて、このような事務をこなしているという聞いておるところでございます。

○古尾谷主査 よろしいですか。

○荒川専門委員 ありがとうございます。

○古尾谷主査 他にございますでしょうか。柏木委員、お願いします。

○柏木専門委員 柏木です。御説明、どうもありがとうございました。2点ほど質問させていただきます。

1点目なんですけれども、先ほど、長野県の泰阜村などの具体的な事例を御説明いただいたんですけれども、実際に受託料というのが、どのぐらいなのかというのを、ケースごとに知りたいのですが。即答いただかなくても結構なのですが、資料の1ページ目の※3のところ、いろいろな自治体の名前が出ていまして、そのいろいろな行政事務を郵便局のほうに自治体から委託されているようで。それに合わせて、支所を廃止というふうになっているのですが、どのぐらいの行政コストがかかっているのかというのを、教えていただければと思います。それが、1点目のお願いです。

2点目なんですけれども、長野県の泰阜村もそうですが、多くの自治体で、地方のほうは過疎化が進んでいるわけなんですけれども、そういった中で、郵便局の局数の推移というのが、民営化後は大きな変化がなく推移というふうには、14ページの資料で載っているのですが、大丈夫だろうと思っているんですけれども、自治体の存続も厳しくて、いろんな、例えば水道とか、いろんなものとかで共同化・広域化という流れがある中で、郵便局の過疎地域での存続については、どういうふうに考えていらっしゃるのかというのが、2点目の質問になります。よろしく願いいたします。

○古尾谷主査 高田課長、お願いします。2点あります。

○高田課長 まず1点目の事務手数料。郵便局が受け取る事務手数料の御質問かと思いませんけれども。

○柏木専門委員 自治体側から郵便局への委託料ですね。

○高田課長 はい。委託手数料なんですけれども、大きく固定費と従量費に分かれています。まず、郵便局1局当たり、導入のときに、まず2万円かかる。それから固定費が、毎月1万円となっております。それと従量費ですけれども、手続を取扱うごとに300円かかるというようになっております。そのほかに管理費として、固定費と従量費の20%というのが、日本郵便側が定めている、基本の委託手数料ということになっております。

それから2点目の、郵便局の今後になりますけれども、参考の14ページにありますように、郵便局数は、民営化後、大きく変化なく推移しておることなんですけれども、これは法令で、先ほど、あまねく全国にということをお話ししましたけれども、法令で特に過疎地につきましては、民営化法の施行時と数が大きく変わらないことという、ネットワーク水準を維持することが決まっております、現行は民営化後、大きな変化なく推移しているという状況にあります。

○古尾谷主査 柏木委員、よろしいですか。

○柏木専門委員 ありがとうございます。すみません。1点目の質問なんですけれども、今、お伺いしたように、2万円、1万円で、管理費がそれぞれの20%で、1件当たりが300円ということだったのですが、郵便局のほうは、それで人件費も含めて、作業をするコストとしては足りているのですか。

○高田課長 こちらは日本郵便が、実コスト、実費用を基に算出している数字と聞いております。日本郵便も本業の郵政3事業があって、さらに、自治体の事務受託を行っておりますので、自治体の事務受託だけが収入というわけじゃないので、トータルで考えて、郵便局としても合っていると理解しているところでございます。

○柏木専門委員 なるほど。1ページ目の資料ですと、結構、業務としてはいろいろ幅広くあるので、ちょっと郵便局さんのほうに、しわ寄せが行っていることもあるのかもしれないなと思って見ているんですけど。例えば、1ページ目の(2)とか(3)も入ってくるので。なので、大丈夫ということであれば、現状はそういうことだというふうに理解をいたしました。ありがとうございます。

○古尾谷主査 それでは、石川委員、お願いします。続いて、石村委員、お願いします。

○石川副主査 ありがとうございます。とても勉強になりました。郵便局が協力をされているということ存じませんでしたので、非常に勉強になりました。2ページについて、幾つか教えていただきたいことがあります。

まず1点目なんですけれども、郵便局が受託している事務を見ると、システムの標準化

の対象となる事務が該当していましたので、同じようにシステムを標準化されていくのかどうかということ。

それから、589か所の郵便局が携わっておられるようなんですけれども、そもそも589の郵便局では、手続が、標準化されていたのかどうかということについて、2つ目の質問です。

それから、3つ目なんですけれども、委託費、先ほど、柏木委員のほうから金額を教えてください、随分安いように私も思われたところでした。そうであれば、今後、自前でできなくなる可能性の高い自治体は、この金額であれば、特に小規模の町村であれば、今後、依頼も増えていくのではないかと、お話を伺っていて思われました。その辺りを、どのようにお考えになっておられるのか。ご依頼が増えていく場合、ご対応されるのか、それともできるだけ、ご依頼を増やされたくないのか。また、システムの標準化を想定した場合に、見合わないとお考えになるのか、その辺りのお考えを教えてください、挙手させていただきました。

○古尾谷主査 お願いします。

○高田課長 御質問ありがとうございます。2枚目についてでございますけれども、システムの標準化の関係ですけれども、こちら基本的には、受託する郵便局と委託するほうの自治体との関係になっておまして。私が聞いておりますのが、システムというか、処理の在り方が、多くの自治体では、まだ、先ほど申しましたように、デジタル化があまり進んでいなくて、郵便局で申請を受け付けて、それを自治体の本庁に送る、情報を本庁に送るのを、ファクスを使っていたり、発行された証明書も、自治体の本庁からファクスで郵便局に送られているところが多いと聞いておりますので、今後、先ほど、私どもの事業でもお話ししましたとおり、デジタル化を進めていかなければならないだろうと考えております。

それが、589の郵便局で、標準化されているのかというのが、今のお尋ねのところと重なるところだと思っておりますけれども、今、申しましたとおり、デジタル化を私どもも進めていく。それによって、郵便局のほうも、逆に手続の処理に要する時間というのが短くなって、より効率的に業務を行えと考えておるところでございます。

それから、3点目の、今後、自治体からの受託が増えていくのかという御質問ですけれども、日本郵便側としても、このような自治体からの事務受託というのが、経営の多角化といえますか、収入源の多角化という観点からも、あるいは、地域への貢献という観点か

らも、今後、進めていくべきだというふうな考え方であるというふうに聞いておるところでございます。

私からは、以上でございます。

○古尾谷主査 ありがとうございます。

○石川副主査 ありがとうございます。

○古尾谷主査 それでは、石村委員、お願いします。川澤委員、その後お願いします。

○石村専門委員 私から、3点ちょっとお聞きしたいんですけど、まず1点目は、やっぱり郵便局というと、非常に公共性の高い機関だという認識はあるものの、片方では、やはり運送、あるいは銀行、あるいは保険といった、営利事業の事業体としても当然あるところなので、要はマイナンバーやなんかの活用をしていただくというのも、もちろん分かるんですけど、営利事業と公共事業の利用できる区分というのは、ちゃんと制限を設けているのかどうかということ。それはなぜかと申しますと、私の実体験で、例えば、郵便局ですというのでインターホンで出て、ドアを開けてみたら、門の中に入ってきて、実は簡易保険の勧誘だったということもあったんです。だから、ちょっとそれは郵便局を利用しているんじゃないのか。ほかの保険会社と、あまりにもちょっとやっていることが卑怯なんじゃないのかというような話をしたら、さっさと逃げていったということがあったりもしたんですよ。

ただし片方では、やっぱり地方やなんかで、行政サービスを維持していくためには、どうしても認めざるを得ないケースというのも、もちろんあるでしょうということも、もちろん分かるので、その辺の権限の区切り。要は職員が、例えば1人で、何でもやっているというような形になってしまうと、どうしても情報やなんかの入手やなんか。あるいは活用というのが、どうしても公共事業と営利事業が区分できない部分というのは、出てくるのだろうなと。そうすると、特例としてのケースというのは設けて、認めてあげないといけない部分ももちろんあるでしょうと。

だからその辺の区切りを、ちゃんとやっているのかどうかということと、決まりをやっているとしても、ちゃんと守られているのかどうか。特にマイポストや何かで、私なんかも、実はマイナンバーで登録して利用させていただいているんですけど、片方では、自分の荷物とか、どういうものが持ってこられているとか。あるいは、どこに男女の区別、あるいは年齢層、あるいは地域によって、データの集積というのが、片方では郵便局やなんかでは行われていると。そうすると今言った、営利と公共の区別をしっかりとあげな

いと、民間の事業体にとっては、あまりにも不公平さというのが出てくるんじゃないかなとは思ったので。やっぱり定期的な区分や何かをやっているかどうか。恐らくやっているのだろうとは思いつつも、ちゃんとそういったシステム監査なりを、ちゃんと定期的に行っているのかどうかという、その3点をちょっとお聞きしたいんですけど。

○古尾谷主査 高田課長、よろしいですか。

○高田課長 御質問ありがとうございます。

まず第1点目の営利と公共の区分ですけれども、郵政3事業、郵便と貯金、保険を行うというところが、郵政の本業でございまして、基本的には営利企業として活動しております。ですから、今、先生が御指摘の保険の勧誘を行ったということは、郵便局で保険を取り扱っていますので、その勧誘を行った。郵便局員として行っているということと考えるところでございます。

ですので、公共につきましては、これは3事業と比較しますと、言い方はちょっとおかしいかもしれませんが、特例的なことになっておりまして。ですから、行政の事務受託が、全ての郵便局で取り扱っているわけじゃなくて、あくまで限られた郵便局で扱っております。ですから、全国あまねくということで、郵便局も非常に公共性が高い機関でございますけれども、あくまで郵政3事業が基本の業務でございまして、行政の事務受託は、行政側と合意した郵便局でのみ行われているところでございます。

2点目のデータの活用の、いわゆるファイアウォールと申しまししょうか、それが設けられているかということでございますけれども、各種個人情報保護法等の規定がございすけれども、郵便局のほうでは、基本的にそういうことを守って、活動しております。ただ昨今、DX、デジタルトランスフォーメーションと言われておりまして、データの利活用というのが叫ばれていますけれども、郵便局でも、今、先生が御指摘のように、大量のデータを保有しておりますけれども、それを使えるデータ、法律上使っても大丈夫なのか、そうでないデータなのかということは、なかなか区別が付きづらいということもあります。

私たち総務省は、そういうようなデータの取扱いのガイドラインを作っておるんですけども、それを今、改定して、使っていいような情報、それと使ってはいけない情報というのをはっきりすべく、ガイドラインの改定に向けた研究会を、私どもの郵政行政部で開催しているところでございます。

それからあとは監査ですけれども、こちらは、郵便局事務取扱法で、基本的には郵便局員が、情報の取扱い等、きちんと分けるということが決められているところでございます

けれども、私ども総務省として、特に現場の監査を行っているというところはないというのが、現状でございます。

○古尾谷主査 続きまして、川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 簡単に。先ほど、資料の3ページで、長野県で包括事務受託が行われて、支所が廃止されたというお話があったかと思えます。これは、基本的には支所を郵便局に委託してということだと思のですが、仮に住民の利便性ということを考えました場合に、支所だけではなくて、本当に市役所でやっている業務というものを、かなり支所業務を越えて郵便局に委託するというのであれば、利便性は高まるということも考えられると思うのですが。基本的なスタンスとしては、支所業務を郵便局に委託するというで、それ以上のものを、さらに拡大していくといったようなお考えというのは、ないのでしょうか。

○高田課長 まず、郵便局事務取扱法で、委託できる業務というのが法定されております。これは、1ページの左にあります9業務が、現在、委託できるところなんですけれども、それと、その他の行政事務。これは自治体と郵便局との話合いということになりますけれども、それらが、郵便局が受託できる業務でございます。郵便局自体は、もともと郵政3事業というのが本業ですので、その本業を行った上で、行政事務がどこまで受託できるかということになってきますと、これはもう郵便局、郵便局で、ケース・バイ・ケースになると思います。あくまで本業がありますので、行政の事務をどこまで担えるかというのは、本業があつて、さらに担える業務がどの程度かということになってまいりますので、ケース・バイ・ケースで、判断していくものと思っております。ですから、あまりにも過重な業務というのは、ちょっと担えないのかなと考えておるところでございます。

以上です。

○古尾谷主査 まだ、発言されていない方で、最後にお一人だけ。はい、どうぞ。辻委員、どうぞ。音声が入っておりません。御発声をお願いします。

○古尾谷主査 ちょっと通信に不具合がありますので、後ほど、この後にまだ奈良県からの御報告もありますので、御質問等は他の委員も含めて、おありでしたら事務局のほうにメールをしていただければ。高田課長、大変申し訳ありませんが、もし追加の質問がありましたら、内容を見ていただければありがたいと思います。御回答をさせていただければと思いますので、それでよろしいですか。申し訳ございません。お願いをいたします。

○高田課長 はい、分かりました。

○古尾谷主査 では高田課長、ありがとうございます。大変有意義なお話をいただきましたので。それでは、次の項目に移りたいと思います。先ほど申しましたとおり、ただいまの総務省のほうのお話につきまして、御質問等、続いて追加の質問がある方は、メール等で事務局のほうにお願いをいたします。

それでは、奈良県における取組につきまして、ヒアリングに進みたいと思います。奈良県総務部知事公室市町村振興課の浅見課長、大変お待たせして申し訳ありませんでした。御出席いただいておりますので、まず奈良県では、行財政基盤の脆弱な市町村も多く存在する中にありまして、県と市町村、市町村同士が連携・協働する仕組みである「奈良モデル」を積極的に推進していると伺っております。本日は、その取組状況等をお伺いするとともに、マンパワー等、自治体単独では困難な公共サービスの現状について、お話しいただければと思います。

それでは、浅見課長、よろしくお願ひいたします。

○浅見課長 ただいま、御紹介にあずかりました、奈良県の市町村振興課で課長をしております、浅見と申します。本日は、奈良モデルについて、説明をさせていただく貴重な機会をいただきまして、誠にありがとうございます。15分ほどのお時間でございますので、ちょっと駆け足になるかとは思いますが、お手元の資料に従いまして、私の方から、御説明をさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

目次に続きまして、まず、奈良県の地勢と人口ということで、記載をさせていただいておりますが、奈良県の南部は、過疎地域、森林地域となつてございまして、県土の8割近くが森林という地域でございます。人口が、平野部であります北西部、それから中部に集中をしているという地勢状況でございまして、1960年代から1980年代にかけて、この地域の人口が急増したわけでありまして、今後、急速に高齢化が進んでいくということが予想されます。また、南部地域、東部地域においては、既に過疎化・高齢化が著しく進んでいるという状況でございます。

続きまして、市町村の状況を3ページにお示しをしております。県内39の市町村がございまして、人口1万人未満の小規模町村と呼んでいいかと思ひますが、これが18団体、約半数あるという状況になってございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、4ページでございますけれども、市町村の合併の状況ですけれども、平成の大合併はあまり進まなかったというのが、奈良県の状況でございます。平野部については、大阪のベッドタウンとして発展をしたということがござい

まして、産業基盤があまり強くないというところから、行財政基盤が脆弱な市町村が多かったということが、合併の妨げになっていたのかなという分析をさせていただきます。平成の大合併前に47あった市町村が、最終的に39ということで、減少率は17%にとどまっていたという状況でございます。

続きまして、5ページでございますけれども、そういった中で、人口が減少に転じております。そして、高齢化が懸念されるという状況でございますけれども、人口の今後の推計でございますが、県として取り組んでおります、「住んで良し」「働いて良し」「訪れて良し」ということで、地方創生などの取組を進めておりますけれども、そういった取組を踏まえた将来展望によりまして、人口の減少というものは避けられないということが、グラフから読み取れる状況でございます。

さらにおめくりいただきまして、6ページでありますけれども、県内の市町村の人口の将来推計となっておりますが、2045年には、全ての市町村で人口が減少する見通しでございます。16の市町村で、半分以下になるという見通しでございます。70%以上減る見通しの村も5つほどあるという状況でございます。また、左側に地図で人口減少率50%以上の市町村を赤く塗らせていただいておりますけれども、南部・東部地域が真っ赤に染まっているのが分かるかなと思います。

こういった背景を踏まえて、7ページの資料になりますが、本県では「奈良モデル」という呼び方をしてございますけれども、市町村合併に代わる、奈良県にふさわしい行政の仕組みとして、地域の活力の維持・向上や持続可能で効率的な行財政運営を目指す、市町村同士または奈良県と市町村の連携・協働の仕組みということで、奈良モデルの取組を進めてきてございます。

奈良モデルは、次のような基本的認識の下で推進ということで、下の段にございますけれども、県と市町村が、それぞれが有する資源、職員でありましたり、予算・土地・施設など、こういった資源を総動員いたしまして、地域のニーズに応じていくために連携・協働して、有効活用していくという、地域総ぐるみでの持続可能な地域づくりの取組というものでございます。市町村が主役ということ、常にこの取組の念頭に置いておりまして、県は、頑張る市町村を下支えするというのがミッションであると考えてございます。

本県の荒井知事は、よく県の役割はサッカーのミッドフィルダーだというふうに申しております。良いボランチとして、賢く考えて、よく走り回るということで、国から供給される財源でありましたり、様々な情報、そういったものも有効活用しながら、主役であ

ります市町村に効果的にパスを回しまして、あるいは、スコアラーとしての役割のような形で、的確な情報、それから方向性を示すというようなこともしながら、市町村にシュートを決めてもらうということを考えて、取り組んでございます。

8ページでございますけれども、奈良モデルの検討経緯について、まとめさせていただいております。荒井知事の着任直後の平成21年度までにつきましては、奈良県にふさわしい県と市町村との役割分担の在り方を検討した時期というふうに整理できます。県と市町村の役割分担検討協議会というものを、平成20年10月に立ち上げて検討しております。

平成22年3月には、「奈良モデルの検討報告書～県と市町村の役割分担のあり方～」というものを公表してございまして、ここでは、県と市町村の具体的な業務について、役割分担の方向性ということで、水平補完、垂直補完、そして権限移譲ということで、3つの類型に整理をしております。

その後、平成22年度から平成25年度にかけては、県と市町村が、奈良モデルの詳細な検討を行いまして、取組可能な業務から、順次、実行をしていくというフェーズであったと整理をしております。この時期におきましては、南和地域の広域医療提供体制を構築するということで、南和広域医療組合を設立いたしましたりですとか、あるいは、市町村の橋梁の長寿命化の策定業務や点検業務を、市町村に代わって県が受託をして、実施をしていくといった様々な取組の成果が上がってございました。

さらに平成26年度以降ですけれども、県と市町村が協働で事業を実施するなど、新たな形で奈良モデルが進展しているというふうに整理をしております。先ほど申しました、初期に示した3つの類型にとどまらない形で、例えば、県と市町村との「まちづくりの包括協定」を結ばせていただいて、これに基づいて、県も市町村と協働でまちづくりに積極的に関わっていくといったような取組も進んでいるという状況でございます。

続きまして、9ページを御覧いただければと思います。この奈良モデルを検討していく場の創出ということで、奈良県・市町村長サミットというものを、現在は年に4回程度の開催でございますが、平成21年度以降、これまでに60回以上、開催をしてきております。知事と39の市町村長が一堂に会しまして、行政課題について、意見交換・情報共有を行っております。

県におきましては、データ分析による各市町村の立ち位置、あるいは、各市町村ごとの違いを客観的に示しまして、県内各市町村の特徴、それから順位などをしっかりと理解を

していただきまして、各市町村の行財政運営の効率化、それから他の自治体との連携・協働といったものをうながしていくといった取組を、できる限りエビデンスベースで行っているという状況でございます。この市町村長サミットの開催が、奈良モデルの推進のエンジンになっていると考えてございます。昨年度、今年度の開催実績等につきましては、10ページを御覧いただければと思います。

また、9ページの右側でございますけれども、サミットを補完する様々な会議といたしまして、地域ごとに開催しております、地域フォーラムですとか、あるいはテーマ別に開催しております、奈良県教育サミット、あるいは地域交通改善協議会等々の、様々な会議などを開催しているという状況でございます。

続きまして、11ページでございますけれども、奈良モデルの取組形態について、整理をしております。広域連携支援型、市町村事務代行型、市町村業務への積極的関与型ということで整理をしております。広域連携支援型に関しましては、市町村間の広域連携を促すための助言、調整あるいは人的・財政的な支援というものが類型としてございすし、県が市町村と同様の業務を行っている場合には、県も実施主体として参画をするといった取組もございす。

市町村事務代行型におきましては、市町村が人員の不足等々の理由で、単独で事務を行うのが困難な場合には、県が市町村の事務を代わって行うという形で、後ほど、具体例としてもお話しさせていただきますけれども、道路インフラの長寿命化に向けた支援等々が、これに当たるというものでございます。

それから近年は、市町村業務への積極的関与ということで、市町村の取組を一層効果的にするという目的で、県が必要な助言や人的・財政的支援などを、積極的に行っていくということで、それに基づいたまちづくりでありましたりとか、水道のファシリティマネジメントといった取組も、進んでいる状況でございます。

おめくりいただいて、12ページであります。市町村への支援策ですけれども、財政支援、人的支援、それから県有資産の有効活用、そしてそのほか、課題解決策の提案ですとか、検討の場づくりということで、シンクタンク機能、調整機能を発揮していくということで、支援をしております。シンクタンク機能のところでは、先ほど申しました、市町村長サミットなどを通じて、シミュレーションやデータ分析、エビデンスを基に、市町村の特徴や順位を提示して、課題解決モデルの提案を行っていくという取組に努めているところでございます。

また、②の調整機能の発揮のところでは、右側に様々な例を挙げてございますけれども、例えば、水道でございましたら、県域水道一体化検討会、それから消防の広域化でありましたら、奈良県消防広域化協議会、そして、医療提供体制では、南和の医療等に関する協議会といった会議体、協議体などを設置して、議論を進めたというものでございます。

13ページ以降、具体的な事例を幾つか挙げさせていただいております。ごみ処理の広域化の例でございますけれども、こちらについては、施設の老朽化が進んで、更新・大規模改修が必要だという背景と、それから、処理人口5万人未満の小規模施設が、約7割を占めていたという背景の中で、県・市町村長サミットを通じて、市町村の現状・課題を共有しながら、ごみ共同処理の効果、それから必要性の認識というものを共有してまいりました。平成25年度には、県・市町村の担当課長会議を設置いたしまして、関係市町村ごとのワーキンググループなども設立しながら、個別の事業化を促進して、広域化に取り組んできました。そういう取組の中で、現状では19施設まで減っています。例えば、連携の内容・方法の②でお示ししてございますけれども、10の市町村で、7つあった施設を1つに統合するという取組も行われています。これらの取組を、これは平成28年度以降でございますけれども、県としても財政支援ということで、国の交付金や交付税を差し引いた市町村の実質負担額のうち、ハードでありましたら4分の1、ソフトでありましたら2分の1を県が補助するという財政支援も行いながら、後押しをしているという状況でございます。

14ページには、交通サービスに関する取組を記載してございます。少子高齢化、利用者の減少によりまして、交通事業者からバス路線の廃止・縮減などにつきまして、県のほうに協議の申し出があったというときに、逆に県のほうからは、知事を会長としまして、国、市町村、交通事業者など関係者で構成する奈良県地域交通改善協議会を平成25年2月に設立をいたしまして、この協議会での議論などを経て、路線ごとにカルテを作成いたしまして、関係者の間で合意した客観的な指標、5つの指標と書いてございますけれども、1便当たりの平均乗車人員、それから平均乗車密度、1便当たりの最大乗車人員、収支率、そして1人当たりの行政負担額、この5つの指標でございますが、こういったものを活用して、各路線の運行形態の在り方を関係者の間で、協議を進めたというものでございます。

複数の市町村にまたがるバスの運行費などを補助したりということで、財政支援を行っているというものでございます。

あと、事例が駆け足になって恐縮でございますが、事例の3番が、道路インフラ（橋梁）

の長寿命化に向けた支援ということで、1万以上の橋梁のうちの7割が市町村管理でございました。土木の技術職員が市町村には非常に少ない、いない市町村も3割に及ぶという中で、県が橋梁の長寿命化計画の策定業務ですとか、点検・修繕事業を受託するという形で、垂直補完をしてきたという取組でございます。

それから16ページですけれども、国保の県単位化です。こちらは、国の制度改正の動きが顕在化する前に、県の方から国保の県単位化について国に要望したりですとか、それから、県内保険料水準の統一ということ、県と市町村が協議しながら、率先して進めてきたという経緯でございます。

最後、これは今後の取組ということになりますけれども、デジタル版の奈良モデルということで記載をしております。本年、この3月に奈良デジタル戦略というものを策定予定でございます、行政・家庭・経済の3分野で、住民目線のデジタル化を進めていくという戦略でございますが、この中で、「開発・所有」から「サービス利用」への移行、そして共同利用というデジタル版奈良モデルの考え方を示しております。詳細は、資料を御覧いただければと考えてございます。

すみません。駆け足になりましたけれども、私のほうからの奈良モデルに関する説明は以上でございます。ありがとうございます。

○古尾谷主査 浅見課長、ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、御意見、御質問がある方は、挙手をお願いいたします。梅木委員、よろしく申し上げます。

○梅木主査 ありがとうございます。御説明ありがとうございます。とてもすばらしい取組をされているんだなと思ひまして、すごく感心してお伺いしておりました。質問じゃなくて感想になります。

やはり、少子高齢化が進んでいる日本の中で、先ほどの橋梁の技術者がいないであったり、あるいは、県と市町村をつないだり、バスの本数を減らしたり。全国共通の課題であって、既にそれに対していち早く、中心になって取り組んでいらっしゃるという取組が、本当にすばらしいなと思ひました。御説明をもっともっとお伺いしたいところ、ちょっと時間がなくて恐縮なんですけれども、頂いた資料を拝見して、私も今後の参考にさせていただきたいと思っております。こういったいい取組が、もっとほかの自治体や県にも広がっていくといいなと、心から思ひました。どうもありがとうございます。

以上、感想でございます。

○浅見課長 こちらこそ、ありがとうございます。

○古尾谷主査 他にございますか。荒川委員。

○荒川専門委員 ありがとうございます。素晴らしいプレゼンテーションを、ありがとうございました。1点だけ、御質問させてください。

奈良モデルの推進に当たって、民間との付き合い方といいたいまいしょうか、連携の仕方で端的に変わった点はあるでしょうか。例えば、15ページの事例3で、県が受託をされるような形になったときに、県から包括的に民に出すようになったのか、それとも、それぞれ今まで出していたのを束ねたような形なだけなのかとか、そういう民との連携で、変わったところが大きくあれば教えてください。

○浅見課長 ありがとうございます。これは取組の中で、ケース・バイ・ケースということになってくるかなと思いますけれども、率直なところを申しますと、なかなか民間との連携の在り方というのは、奈良モデルの取組の中でも、まだまだ今後に向けての課題でもあるのかなと思ってございます。共同でのアウトソースの取組というのが、重要ではないのかなというのは、これは平成28年度にまとめました、「奈良モデル」のあり方検討委員会報告書の中でも提言を有識者の方からもいただいております。

これまでも、交通事業者の方でありましたりとか、あるいは、インフラの事業者さんへの委託というものがございましたけれども、これが、また窓口業務でありましたりですとか、様々なところへ、うまく共同アウトソースという取組を波及していけたらなということで、課題認識としては持つてございますけれども、まだまだちょっと実現に結びつけていくには、もう1つ、2つ努力が必要なかなと考えているところでございます。ちょっとすみません、直接の回答にはなっていないかもしれませんが、そういう課題認識を持ちながら、さらに奈良モデルの取組を、進化させていけたらなと考えているところでございます。

○荒川専門委員 ありがとうございます。

○古尾谷主査 川澤委員、よろしくお願ひします。

○川澤専門委員 ありがとうございました。今、広域化に向けたシンクタンク機能や、調整機能について、素晴らしい御努力をしていらっしゃると同いました。広域化の際に、県内だけではなくて、いわゆるほかの県を含めた広域化というものも必要なのだと、県境とか、重要なのだと思うのですが、その辺りの御調整というのは、どのような形で行っていらっしゃるのでしょうか。

○浅見課長 ありがとうございます。県・市町村長サミットは県内の取組ですので、今、県として、県境をまたいだ取組というのを、どこまで力を入れられているかという、少し心もとないところが正直ございますけれども、一方で、例えば、京都府の南部と奈良市とで、消防の取組で連携がございましたり、あるいは、伺っている話では、ふるさと納税の返礼品を大阪の自治体と奈良県内の自治体で、連携・協働してやっていたりとか。そういう現場からの県境をまたいだ取組というのが、京都府の南部、あるいは大阪とも、非常に文化的・経済的には近い地域でございますので、そういうものが出てきているというのは、実態としてございます。

また、関西広域連合のメンバーに、分野を限定してではございますけれども、奈良県も入っておりますので、そういう中で、他府県さんとのコミュニケーションも取りながら、必要に応じて、課題解決に結びつく手法として、県境をまたいだ取組、広域連携の取組というものが選択肢としてあり得るのであれば、そこは取り組んでいく必要があるのかなと考えてございます。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございました。

○古尾谷主査 石川委員、お願いします。

○石川副主査 ありがとうございました。奈良モデル、参考になりました。

私も非常にいい取組だなと、伺っていて思われました。おそらく、トップダウンというか、首長さまが関与されるサミットがあること、そしてエビデンスベースで取り組まれているということが、恐らく奈良モデルの特徴であり、この点こそが効果的にうまく運営するうえでのコツであると思われました。

その一方で、この奈良モデルを、他の団体がモデルとする場合に、これまで、奈良モデルに取り組まれてこられて、浅見課長さまが、どういうところが大変であるとお考えになられたのか、何か障壁のようなものがあつたのであれば、教えていただきたいと、思った次第です。

○浅見課長 ありがとうございます。非常に高く評価いただくことも、ありがたいことに多い取組でございますけれども、他府県からの視察なども受けることもございますけれども、なかなか横展開ということになると、そう容易ではないのかなと、皆様、お感じになられるところも実態としてございまして。

奈良モデルの取組を、初期から応援していただいています、今度、総務省の地方財政審議会の会長になりました、小西砂千夫先生という方がいらっしゃるんですけども、こ

の方も、常々、荒井知事が着任初期から、市町村長サミットという形で、信頼関係を長年にわたって構築してきたという、ここが奈良モデルの特徴というか、ベースになっているので、この信頼関係なしに、表面だけまねしようとする、県が市町村に余計な首を突っ込んできたんじゃないかというようなことで、疑心暗鬼を生んで、うまくいかないというのが落ちだろうと。そういう趣旨のことを、おっしゃっていただいております。そういう意味では、エビデンスベースも特徴だということでおっしゃっていただいて、大変心強かったんですけども、そういう客観的な指標なども示しながら、信頼関係をしっかりと構築していく、そういう場を持ちながらやっていくということが、重要なことではないかと思っております。

私に取り組んできた中でということでおっしゃっていただいたのですが、実は私、総務省から、今、こちらにお伺いさせていただいております、実は総務省の中でも、今、地方制度調査会などの中で、広域連携、さらには、小規模町村への垂直補完ということで、非常に注目が高まってきております。そういう中で、この奈良モデルの取組というのは先駆的なモデルであって、なぜ奈良県においてはうまくいっているのかというところは、私自身、総務省にいるときからも、関心を持っている分野でしたけれども、着任してみますのは、市町村長サミットの中で、年に何回も、知事と市長村長がしっかり顔を合わせて、同じ課題に向き合っているという。やはり、ここで信頼関係が構築されているというのが、非常に大きいのかなと、改めて実感をしているところでございます。

以上でございます。

○石川副主査 どうもありがとうございます。

○古尾谷主査 柏木委員、お願いします。

○柏木専門委員 御説明ありがとうございました。私は、2017年9月の『月刊 税』という雑誌で、奈良モデルの市町村税の徴収の取組を書かせていただいたことがありました。

○浅見課長 ありがとうございます。

○柏木専門委員 以前、奈良県にお邪魔して、ヒアリングさせていただいたり、御協力いただいております。

○浅見課長 ありがとうございます。

○柏木専門委員 ということをお出ししておりました。

1点、質問なんですけれども、17ページの最後のところで、デジタル化の話にちょっ

と触れていただいたのですが、現在、総務省で推進している17業務、今は20業務になりましたけれども、標準化について、奈良県のような小さい自治体がたくさんあるようなところで、標準化を推進するに当たって、課題がいろいろあるのではないかと思いますけれども、その辺りを、ちょっと教えていただくと助かります。よろしくお願いします。

○浅見課長 ありがとうございます。情報システムは、また所管の部署が違うというのがありますので、私が今、承知している範囲でということになりますけれども、やはり各市町村長、特に小規模の団体においては、デジタル、あるいはシステムに専任で関わっている職員さんというのは、非常に少ないというのが実態としてございますので、技術的な支援・助言でありましたりとか、連携・協働して、県も関わり合いながら、基幹業務のシステムの標準化等々を進めていくということが、非常に重要なのだろうというのが、まず基本的な認識としてございます。

それから、この資料に、先ほどは十分説明ができなかった部分でございますけれども、将来的な行政サービスの在り方を見据えつつ、市町村、準公共分野、民間企業等と協働して、より利便性が高く、効果的・効率的な情報システムやサービスを実装していくと。具体的にはということで、令和4年度は、病院システムの共同化・クラウド化の検討等を実施予定としてございますが、これも、将来的には市町村に取り組んでいただくというのも、もちろんございますけれども、まずは地方独立行政法人として、県がある程度関わっているようなところで、病院システムの共同化・クラウド化といったようなところを、率先して進めていって、そのノウハウを市町村のほうにもしっかりと広げていくと。そういうようなことが検討されていると承知をしてございますので、県の持っている人的資源、ノウハウを、今後のシステムの標準化・デジタル化というところに、しっかり生かしていくことが大事なのかなと考えてございます。

○柏木専門委員 ありがとうございます。

○古尾谷主査 ありがとうございます。皆様、大変申し訳ございません。予定は4時まででしたけれども、もう15分超過しておりますので、御日程もおありだと思いますので、このあたりで閉めさせていただきたいと思います。

郵政行政部の高田課長、並びに、奈良県の浅見課長、大変有意義なお話を、総務省のほうから、そういう形でお示しをいただきまして。ありがとうございます。た様々な分権に対する試みは、何度も何度も繰り返して、なぜ進まないのかということ、いま一度、分権一括法以来の、今の自治体のありようというのを、考える時代になっているんじゃない

いかと思います。

先進的な取組は、どこもやります。ただ、それが持続するのか、改革ができるのかは、中身はそう簡単ではありません。一つ一つ検証しながら、広域化も全国で、いや、いい取組ですねというのは、全国にいっぱいもう出てきています。八戸市は、既に水道の広域化が、岩手県北部と一体になって八戸市主体で、青森県が主体になってやっています。総務省は、よく御案内のとおりだと思います。そういうのを、どう全国で、ベストプラクティス化していかなければならないものが進まないのかも検証したいと思います。この企画小委員会でどのように進めていくのか、様々な御意見をいただきながら、内容を検証し、様々な試みを試行しながらやっていきたいと思います。委員の皆様、今後とも、御意見をお寄せいただきたいと思います。

また、浅見課長。いろいろなまだ御意見がある方もいらっしゃると思いますので、もしほかの方から意見がありましたら、浅見課長に送らせていただきます。

○浅見課長 はい。ありがとうございます。ぜひ、忌憚のない御意見等々いただければと思います。

○古尾谷主査 はい。よろしくお願いいたします。

○浅見課長 ありがとうございます。

○古尾谷主査 委員の皆様、よろしいでしょうか。本日は、こういう形でヒアリングをさせていただきました。時間が延びましたことを、おわび申し上げます。

以上をもちまして、本日予定をしておりました議題は、全て終了させていただきます。企画小委員会を終了いたします。誠にありがとうございました。

— 了 —